

振動規制法に係る特定建設作業

(振動規制法施行令 別表第2)

特定建設作業の種類	
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業